

綾瀬市高齢者保健福祉計画 第9期介護保険事業計画

—令和6年度～令和8年度—

目次

1	計画策定の趣旨.....	1
2	計画の期間.....	1
3	高齢者の現状と将来.....	1
4	日常生活圏域の状況.....	2
5	計画の基本理念.....	2
6	施策体系.....	3
7	地域包括ケアシステムの推進.....	4
8	高齢者の現状からみた課題と対応（抜粋）.....	4
9	支援提供基盤整備.....	6
10	介護サービス量等の見込み.....	6
11	所得段階別保険料（第1号被保険者）.....	7

令和6年3月
綾 瀬 市

1 計画策定の趣旨

綾瀬市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画（以下「本計画」という。）は、市町村が、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8第1項の規定に基づき策定する「市町村老人福祉計画」と、同様に介護保険法（平成9年法律第123号）第117条第1項の規定に基づき策定する「市町村介護保険事業計画」を一体的に定めた計画です。

本計画は、神奈川県が策定した「かながわ高齢者保健福祉計画」等と調和し、本市が策定している「綾瀬市総合計画2030」等の上位計画との整合性にも配慮するとともに、高齢者の保健事業の内容も盛り込み、第8期計画を見直し・継承しながら、令和6年度から実施される介護保険制度の改正に対応しています。

元気な高齢者から何らかの支援を必要とする高齢者、さらには介護を必要とする高齢者まで、本計画ではそれぞれの状態に応じた施策を定め、もって高齢者の福祉の向上を図ることを目的としています。

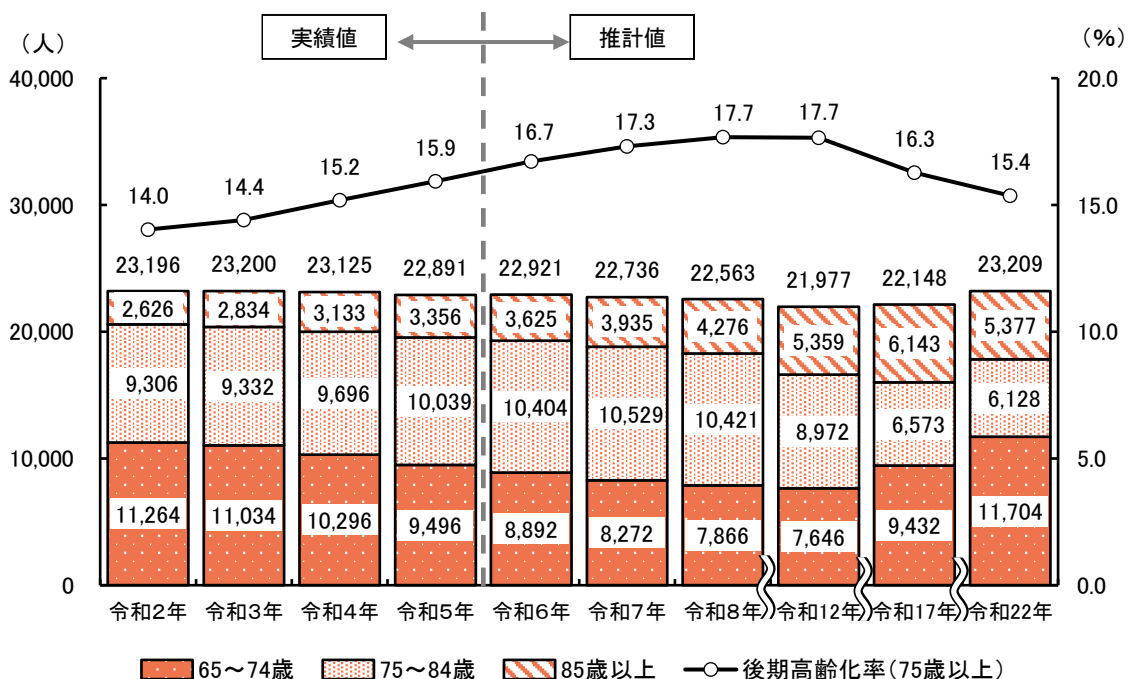
2 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間で、現役世代が急減する令和22年（2040年）を見据えた中長期的な視点を持つものであるとともに、法制度の改正や社会情勢等の状況に応じて随時見直し・改善を図ることができるものとします。

3 高齢者の現状と将来

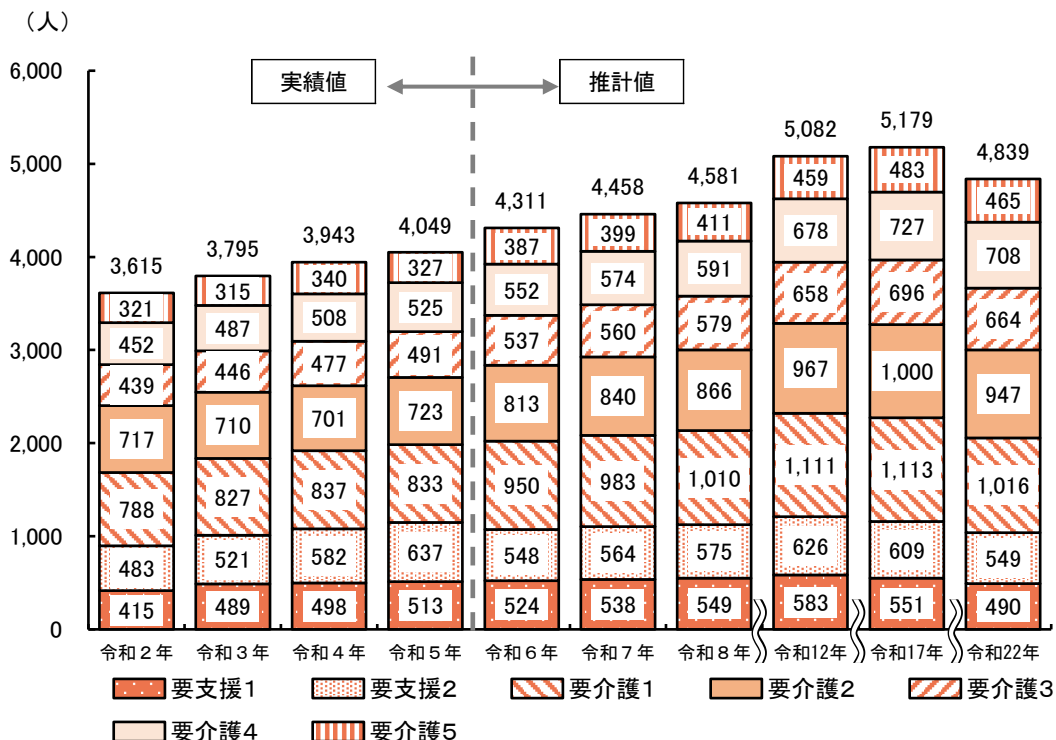
【高齢者人口推計】

74歳以下の前期高齢者は令和12年まで減少が続きますが、令和17年からは増加に転じています。75歳以上の後期高齢者は令和8年まで増加を続け、令和12年からは減少に転じています。総人口に対する後期高齢化率は増加し続け、令和12年をピークに減少する見込みです。



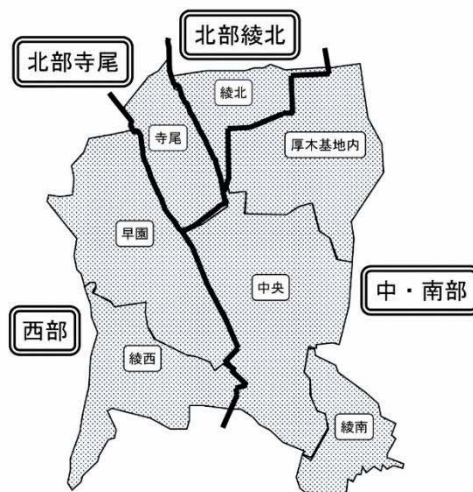
【要支援・要介護認定者数推計】

要支援・要介護認定者は、令和7年で4,458人と、令和2年と比べて約840人の増加が見込まれています。令和17年まで増加を続けますが、令和22年には減少に転じ、4,839人になると見込まれています。



4 日常生活圏域の状況

本市の面積、人口規模及び高齢者の日常生活の行動範囲を総合的に勘案しつつ、よりきめ細やかなサービス提供を可能とするために、圏域を北部綾北、北部寺尾、西部、中・南部の4圏域としています。



5 計画の基本理念

【基本理念】

安心と笑顔で過ごす自分らしい毎日を目指して

老人福祉法第2条に定められている「生きがいを持てる健全で安らかな生活を保障される」という理念を実現するため、本市では「生きがい」「健康」「笑顔」「安心」「快適」の5つのテーマを設定しています。

6 施策体系

本市独自の3つの地域包括ケアシステムを推進するため、以下のような施策に積極的に取り組みます。特に本計画は、団塊の世代が75歳以上となる令和7年を迎えた計画であることを踏まえ、地域包括ケアシステムの総仕上げ段階として、各サブシステムにおいて重点的に取り組むべき施策を設定し、推進します。

[基本理念]

[基本施策]

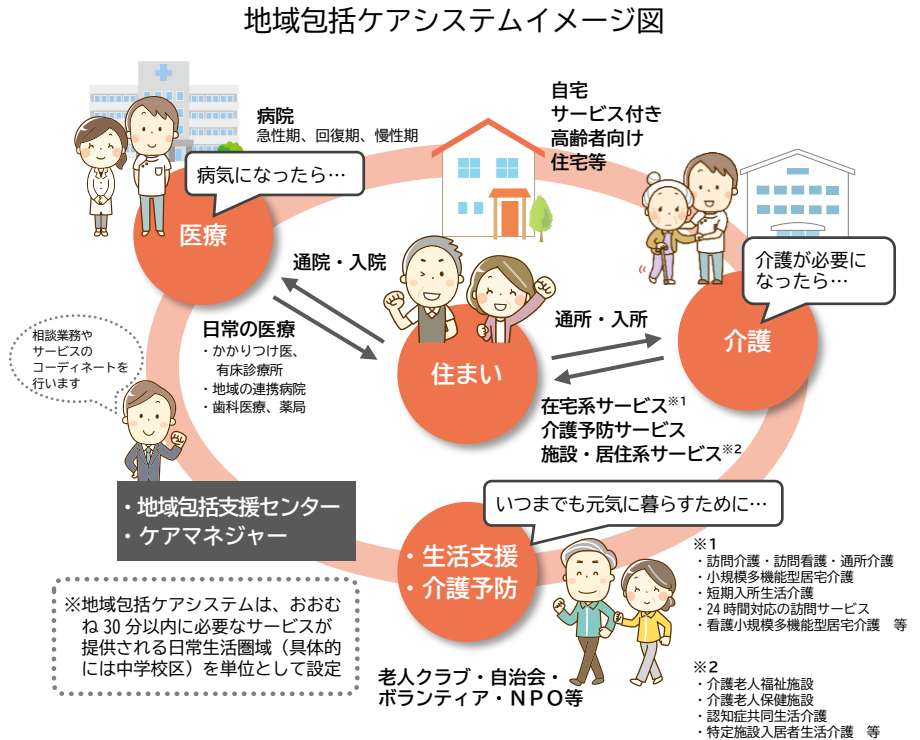
[施策の方向性]



7 地域包括ケアシステムの推進

地域包括ケアシステムとは、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制のことを言います。団塊の世代が75歳以上になる令和7年までにその構築に努めることとされており、本市でも第6期計画から構築に向けた取り組みを行ってきました。

本市では、国の指針に沿って、高齢者自身の参加を得ながら、地域包括ケアシステムの構築を進めることとしています。



8 高齢者の現状からみた課題と対応（抜粋）

本計画の策定に当たり実施したアンケート結果からみた現状・課題と対応は、次のとおりです。

(1) 元気高齢者

項目	現状・課題	対応
就労支援	多くの方が65歳以上になっても今の仕事を継続したい、また新たに仕事を始めたいと考えており、収入のためだけではなく、健康や生きがい、社会参加のため等の働きたい理由も多様化しています。	就労の場で活躍する意欲のある高齢者の割合は高く、引き続き高齢者の就労に関する情報提供や就労の機会とのマッチングなどを支援していくことが必要です。
ボランティア・担い手の創出	ボランティアグループに参加している人は1割程度となっており、外出の付添・送迎、定期的な声かけや話し相手などの支援が必要な方への支援活動を行いたいと考えている方は、徐々にその割合を増やしているものの、特にないと回答する高齢者も多く見受けられます。	高齢者が家庭、地域、企業等社会の各分野において、長年にわたり蓄積された知識と経験を活かしながら、生きがいをもって生活ができるよう、ボランティアなども含めた社会参加を促進するための施策を推進することが重要です。
健康づくり支援	健康状態について、健康だと思える高齢者は、8割以上と多く見受けられ、健康意識についても高くなっています。	生活習慣病は予防することで健康寿命の延伸につながるため、適切な食事や運動、ストレス管理など、健康を維持するための取り組みを行っている高齢者を増やしていくことが必要です。
趣味・生きがい対策	趣味や生きがいの有無について、多くの高齢者が「ある」と回答しました。	様々な生きがいづくりの講座や活動の場において、感染症対策も引き続き講じながら、利用促進を図っていくことが必要です。

(2) ハイリスク高齢者

項目	現状・課題	対応
介護予防の推進	興味のある介護予防の取り組みについて、多くの高齢者が体力の維持・向上や就労と回答しています。	介護予防の機会として、身近な地域でのサロン活動などを増やし、通いの場や集いの場をより一層提供していくことが必要です。
認知症の予防	認知症に関する相談窓口の認知度について、「知らない」と回答した方が7割以上います。	認知症に関する相談窓口の認知度が低いことから、認知症予防に早期に取り組めるよう周知・啓発が必要です。
生活基盤の確保	どのようなサービスや条件が整えば、介護が必要になっても在宅で安心して暮らし続けることができるかについて、「24時間必要に応じて、ヘルパーや看護師が来てくれる」が65.1%と最も高く、次いで「介護や医療費に対する経済的負担が軽減される」が54.7%、「配食や買い物、ゴミ出し等の生活面を支援してくれる」が50.6%と高くなっています。	介護や支援が必要になっても、可能な限り住み慣れた地域に住み続けることができるような住まいの確保が必要となります。
健康維持・増進と疾病予防	この一年間に健康診断を受けた人は、71.1%になっています。	介護者に対して、心身の負担軽減や健康管理などを支援していくことが重要になります。

(3) 要介護者

項目	現状・課題	対応
医療と介護の連携強化	日常生活の健康について相談するかかりつけの医師はいない人が6割と高くなっています。	医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域における医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供することが重要です。
介護者の負担軽減	主な介護者の勤務形態について、働いている人が約4割おり、勤め先からどのような支援があれば、仕事と介護の両立に効果があると思うかについて、「労働時間の柔軟な選択（フレックスタイム制など）」、「介護休業・介護休暇等の制度の充実」、「介護をしている従業員への経済的な支援」などの意見が上位に挙がっています。	介護者への負担は、精神的・肉体的な疲労が特に大きなものとなっています。在宅介護を推進する上で、介護者に携わる家族の負担を軽減するための支援の充実が求められます。
認知症になっても共生できる社会づくり	悪化している認知症の症状についてみると、全体では「家事に支障がある」、「薬の飲み忘れ」、「一人での外出が困難」などの割合が高くなっています。	認知症の人が安心して生活を送ることができる地域の人との関わりや環境づくりの必要性について一層の周知・啓発が必要です。
介護保険事業の効果的運営	従業員の介護職員の過不足の状況について、全体的に不足している傾向にあり、不足している理由について、「社会的評価が低い」、「仕事がきつい」、「賃金が低い」などの意見が上位に挙げられています。	安定的で質の高い介護サービスを提供していくため、「アクティブ・シニア応援窓口」による介護分野への重点的な就労支援など、より効果的に人材の確保が望める取組が重要となります。
支援提供基盤整	介護保険サービスの利用についてみると、利用していない人が3割半ばとなっています。また、介護保険サービスを利用していない理由について、「現状では、サービスを利用するほどの状態ではない」、「家族が介護をするため必要ない」、「本人にサービス利用の希望がない」などの意見が上位に挙がっています。	介護サービスの充実に当たっては、日常生活圏域ごとに地域ニーズを的確に把握し、その課題等を踏まえながら、事業の計画的な整備に取り組むことが必要です。また、地域密着型サービスについては、介護が必要な状況になっても、その地域で生活し続けられるよう支えるためのものであることから、必要なサービスが提供される取り組みが必要です。

9 支援提供基盤整備

本計画期間中の基盤整備については、以下の計画となっています。

●介護保険3施設と居住系サービス

施設	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	3カ所：238人	3カ所：238人	4カ所：338人
特定施設入居者生活介護	8カ所：549人	8カ所：549人	9カ所：589人

※設置数及び定員数は、既存の施設を含む累計値です。

10 介護サービス量等の見込み

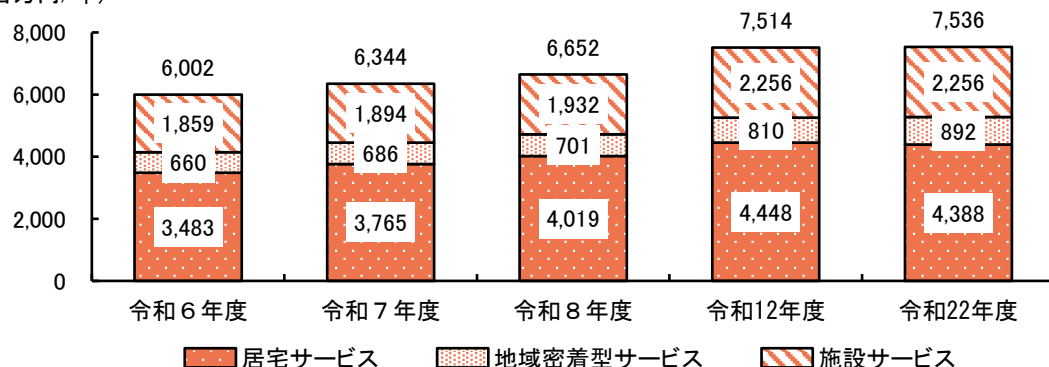
●主な居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービスの見込み量

(人/月)

サービスの種類		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
居宅	訪問介護	527	562	590	631
	訪問看護	424	453	473	514
	通所介護	834	892	935	991
	通所リハビリテーション	156	167	175	189
	福祉用具貸与	1,237	1,322	1,387	1,503
	特定施設入居者生活介護	279	315	358	398
地域密着型	定期巡回・ 随時対応型訪問介護看護	4	4	4	4
	小規模多機能型居宅介護	20	20	22	23
	認知症対応型共同生活介護	115	116	117	171
	地域密着型通所介護	171	181	188	196
施設	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	331	334	337	428
	介護老人保健施設	183	188	193	193
	介護療養型医療施設				
	介護医療院	17	18	20	25

●介護保険給付費総額

(百万円/年)



●保険料基準月額

第8期 (令和3～5年度)
5,212円



第9期 (令和6～8年度)
5,693円

11 所得段階別保険料（第1号被保険者）

所得段階	対象となる方	介護保険料 (年額)	基準額 ×割合
第1段階	市民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者及び生活保護法の被保護者及び本人、世帯とも市民税非課税（前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下）	17,000円	基準額 ×0.25
第2段階	本人、世帯とも市民税非課税（前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円超120万円以下）	23,900円	基準額 ×0.35
第3段階	本人、世帯とも市民税非課税（前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が120万円超）	42,300円	基準額 ×0.62
第4段階	本人は市民税非課税で、世帯の中に課税者がいる（前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下）	61,400円	基準額 ×0.90
第5段階	本人は市民税非課税で、世帯の中に課税者がいる（上記以外）	68,300円	基準額
第6段階	本人課税（前年の合計所得金額が120万円未満）	78,500円	基準額 ×1.15
第7段階	本人課税（前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満）	92,200円	基準額 ×1.35
第8段階	本人課税（前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満）	105,800円	基準額 ×1.55
第9段階	本人課税（前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満）	122,900円	基準額 ×1.80
第10段階	本人課税（前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満）	136,600円	基準額 ×2.00
第11段階	本人課税（前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満）	150,200円	基準額 ×2.20
第12段階	本人課税（前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満）	163,900円	基準額 ×2.40
第13段階	本人課税（前年の合計所得金額が720万円以上800万円未満）	177,600円	基準額 ×2.60
第14段階	本人課税（前年の合計所得金額が800万円以上900万円未満）	198,100円	基準額 ×2.90
第15段階	本人課税（前年の合計所得金額が900万円以上1,000万円未満）	211,700円	基準額 ×3.10
第16段階	本人課税（前年の合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満）	225,400円	基準額 ×3.30
第17段階	本人課税（前年の合計所得金額が1,500万円以上2,000万円未満）	239,100円	基準額 ×3.50
第18段階	本人課税（前年の合計所得金額2,000万円以上）	252,700円	基準額 ×3.70

※第1～5段階のうち、給与所得を有する方については、課税年金収入額及びその他の合計所得金額に給与所得に係る所得金額調整控除額を加えて得た額の合計から、長期譲渡所得・短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額をもとに段階を判定します。

※第6～18段階のうち、給与所得又は公的年金に係る所得を有する方については、合計所得金額から、長期譲渡所得・短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額をもとに段階を判定します。

綾瀬市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画【概要版】

－令和6年度～令和8年度－

発行 令和6年3月
編集 綾瀬市 福祉部 高齢介護課
地域包括ケア推進課
住所 〒252-1192 綾瀬市早川550番地
電話 0467-77-1111（代表）